

保育士働き方改革推進事業（有給休暇取得促進・完全週休二日制の導入促進）

目的	休暇の取得促進と業務量の軽減及び完全週休二日制の導入促進等を図る目的で配置される保育士資格を有する職員（以下「働き方改革担当保育士」）にかかる経費を助成することによって、民間保育所等における保育士の負担を軽減し、年休取得や研修参加、離職防止、完全週休二日制の導入など保育士の働き方改革を推進する。																				
支給要件	● 有給休暇取得促進・完全週休二日制の導入促進 共通 ・ 下記①の要件を満たすこと。ただし、令和5年度から令和7年度について下記②を満たす場合も対象とする。また、令和7年度以降に新たに確認された対象施設（要綱第2条1項に掲げる対象施設のうち認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受け認定こども園に移行した施設及び同法第10項の規定による公示がされ認定こども園に移行した施設、並びに幼保連携型認定こども園へ移行した施設を除く）については、開設年度に限り下記②を満たす場合も対象とする。 ① 福祉サービス第三者評価を受審し、評価結果の決定を受けた日が属する年度から起算して5年度以内であること、かつ、当該評価結果を公表していること。なお、本事業開始時点において当該要件を満たさない場合は、当該年度中に評価結果の決定を受け、当該評価結果の公表に同意している場合、事業開始時点から補助要件に該当するものとみなす。 ② 「子育て支援員研修『地域保育コース』（地域型保育）」（「保育ママ事業」における基礎研修を含む）を受講完了した者（以下「子育て支援員」とする。）を事業開始時点で1人以上配置していること。ただし、保育補助者雇上げ強化事業を活用して保育補助者を雇用する場合で、本事業開始時点において当該要件を満たさない場合は、当該年度中に保育補助者が「子育て支援員研修『地域保育コース』（地域型保育）」の受講を完了し、保育補助者雇上げ強化事業の補助要件を満たせば、事業開始時点から支給要件に該当するものとみなす。 ・ 働き方改革推進支援費支給認定計画書（保育士働き方改革推進事業：有給休暇取得促進）（別紙様式1－1）、（保育士働き方改革推進事業：完全週休二日制の導入促進）（別紙様式1－2）に記載した計画に基づき改善を行うこと。 ・ 働き方改革担当保育士を含む職員の出勤時間を必ず記録すること。 ・ 働き方改革担当保育士については、保育士資格を有する者（配置基準数※1に含まれている者を除く。）であること。 ・ 働き方改革担当保育士については、他の施設、事業と兼務できないこととする。（有給休暇取得促進・完全週休二日制の導入促進の兼務も含む） ● 有給休暇取得促進 ・ 原則として、特定教育・保育施設においては週30時間以上、特定地域型保育事業者においては週20時間以上勤務する者であること。																				
支給対象	月の初日時点で支給要件を満たす月分の働き方改革担当保育士の雇用に要する経費 ※ただし、上記の費用と算定基準限度額を比較して低い方の額																				
算定基準	● 有給休暇取得促進・完全週休二日制の導入促進 共通 ・ 働き方改革担当保育士1人あたりの経費の助成について、上限を年額3,372,800円とする。ただし、1人の働き方改革担当保育士が対象となる期間が11か月以下の場合は、対象となる月数に月額（281,000円）を乗じて得た額とする。 ● 有給休暇取得促進 ・ 働き方改革担当保育士1人あたりの年額に、4月1日時点（年度途中開設施設については事業開始日時点）の利用定員上の職員数※2により算出される人数を上限に、実際に雇用している人数を乗じて、以下のとおり算出する。なお、1人の働き方改革担当保育士が1年間（12か月）通して対象となる場合は年額、11か月以下の対象となる場合は、対象となる月数に月額を乗じて得た額とする。 ①特定教育・保育施設 <table><tr><td>働き方改革担当保育士1人につき</td><td>年額</td><td>3,372,800円</td><td>（月額</td><td>281,000円）</td></tr><tr><td>・ 利用定員上の職員数12人以下</td><td>1人</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ 利用定員上の職員数13人以上</td><td>最大2人</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ②特定地域型保育事業者 <table><tr><td>働き方改革担当保育士1人</td><td>年額</td><td>1,806,200円</td><td>（月額</td><td>150,500円）</td></tr></table>	働き方改革担当保育士1人につき	年額	3,372,800円	（月額	281,000円）	・ 利用定員上の職員数12人以下	1人				・ 利用定員上の職員数13人以上	最大2人				働き方改革担当保育士1人	年額	1,806,200円	（月額	150,500円）
働き方改革担当保育士1人につき	年額	3,372,800円	（月額	281,000円）																	
・ 利用定員上の職員数12人以下	1人																				
・ 利用定員上の職員数13人以上	最大2人																				
働き方改革担当保育士1人	年額	1,806,200円	（月額	150,500円）																	

算 定 基 準	● 完全週休二日制の導入促進	
	・ 4月1日時点（年度途中開設施設については事業開始日時点）の利用定員上の職員数により算出される人数に応じて、働き方改革担当保育士を配置する施設の上限を以下の通り設定する。	
	1 施設あたり	
	①特定教育・保育施設	
	・ 利用定員上の職員数6人以下	年額 3,276,000円（月額 273,000円）
	・ 利用定員上の職員数7～12人以下	年額 6,552,000円（月額 546,000円）
	・ 利用定員上の職員数13人以上	年額 7,098,000円（月額 591,500円）
	②特定地域型保育事業者	年額 1,903,200円（月額 158,600円）
	・ なお、働き方改革担当保育士が1年間（12か月）通して配置されている場合は年額、11か月以下の対象となる場合は、配置している月数に月額を乗じて得た額とする。	

※1 配置基準数 公定価格の基本分単価に含まれる保育士等の数に、公定価格の各加算の適用要件及び他の事業の実施要件として配置が必要となる職員の数を加えた数をいう。

※2 利用定員上の職員数 設定した利用定員上の児童数について、以下の算式により算出した職員の数をいう。

$$\left[\begin{array}{l} \{4歳以上児数 \times 1/30 \text{（小数点第1位まで計算（小数点2位以下切り捨て））}\} \\ + \{3歳児数 \times 1/20 \text{（同）}\} + \{1、2歳児数 \times 1/6 \text{（同）}\} + \{0歳児数 \times 1/3 \text{（同）}\} \\ = \text{利用定員上の職員数（小数点以下四捨五入）} \end{array} \right]$$

要綱第3条第2項（本市所定の必要な添付書類）

- ・ 月次利用報告書
- ・ 働き方改革推進支援費支給認定計画書
（保育士働き方改革推進事業：有給休暇取得促進）（別紙様式1－1）
（保育士働き方改革推進事業：完全週休二日制の導入促進）（別紙様式1－2）
- ・ 支給対象職員の雇用契約書等（正規職員の場合は、雇用開始日がわかるものと就業規則の勤務時間が定められた箇所）の写し
- ・ 支給対象保育士の保育士登録証の写し
- ・ 福祉サービス第三者評価結果報告書の写し（評価結果の公表に関する同意と、評価決定年月日が確認できる箇所）（本事業開始時点で評価決定を受けていない場合は不要）（要件①を満たしている場合のみ）
- ・ 子育て支援員研修修了証書（支援員のうち1名分）の写し（保育補助者雇上げ強化事業を活用して保育補助者を雇用する場合で、本事業開始時点において受講完了していない場合は不要）（要件②を満たしている場合のみ）

要綱第7条第2項（本市所定の必要な添付書類）

- ・ 月次利用報告書
- ・ 働き方改革推進支援費支給認定変更届
（保育士働き方改革推進事業：有給休暇取得促進）（別紙様式2－1）
（保育士働き方改革推進事業：完全週休二日制の導入促進）（別紙様式2－2）
- ・ 新たに補助対象となる支給対象職員の雇用契約書等（正規職員の場合は、雇用開始日がわかるものと就業規則の勤務時間が定められた箇所）の写し
- ・ 新たに補助対象となる支給対象保育士の保育士登録証の写し

要綱第7条第3項（軽微な変更）

- ・ 結婚等による氏の変更
- ・ 担当事業の変更により対象外となる場合
- ・ その他、個別事象により市長が軽微と認める場合

要綱第9条第2項（本市所定の必要な添付書類）

- ・ 月次利用報告書
- ・ 該当職員の当該年度分が1人1枚になった賃金台帳の写し
- ・ 働き方改革推進支援費実績内訳書
（保育士働き方改革推進事業：有給休暇取得促進）（別紙様式3－1）
（保育士働き方改革推進事業：完全週休二日制の導入促進）（別紙様式3－2）
- ・ 本市が指定する期間の当該施設における支給対象職員の出勤及び退勤時間が記録された書類
- ・ 福祉サービス第三者評価結果報告書の写し（評価結果の公表に関する同意と、評価決定年月日が確認できる箇所）（本事業開始時点で評価決定を受けていなかった場合のみ）（要件①を満たしている場合のみ）
- ・ 子育て支援員研修修了証書（支援員のうち1名分）の写し（保育補助者雇上げ強化事業を活用して保育補助者を雇用する場合で、本事業開始時点において受講完了していなかった場合のみ）（要件②を満たしている場合のみ）